

# 勅修百丈清規の纂輯をめぐる 政治的背景 I

長谷部幽蹊

## 序論

禪門に在っては、隋・唐時代以降学道者が増加するに伴い、インド仏教の律制と中国古来の礼楽礼教の伝統を綜合して、集団としての行事職制や個人的な威儀行持の法を含むところの新たな学道の規式を定立編成する機運が生じた。百丈懷海<sup>1)</sup>（749－814）はその整備大成に中心的役割を果たした一人であるといえるであろう。

懷海禪師は洪州馬祖の門下に得法の者百三十の多きを数えたといわれる中で、三大士の一に挙げられている<sup>2)</sup>。師は夙に大小乘の戒律を博約折中して制範することの要を感じ、その年時は詳らかにしないが、唐の貞元中、清規を編述し、禪門の学道に礼法規律の依るべきところあらしめた。宋代に楊億が、これに序した一本が広く世に行われたといわれるが、伝写の間、後人恣に増広筆削の手を加えた結果、諸本が雑出するに至ったと伝えられている。

遅れて元貞三年（1297）、物初觀の嗣晦機熙禪師は、請に応じて百丈山の法席を董し、居ること十三年、百丈は赫然として天下禪刹中の第一<sup>3)</sup>となったといわれている。晦機は百丈清規が転展して多くの異本を生じ、文字にも不同を存したところから、一山了萬（1241－1312）雲屋自閑<sup>4)</sup>（1231－1312）等と共に刪修して一代の典章を立てることを約したが、遂に果たし得ず、後に百丈下第十八世東陽德輝は、私かにその志を継がんとの志を存した。たまたま行省が闕に詣って以聞し、

御史中丞撤廸公<sup>5)</sup>が聖上に引見せられて清規に関して奏上するを得、これが重編の旨を被り、笑隱大訴には、校正について璽書を賜った。

かくして両師は、既存の『禪苑清規』『叢林校訂清規總要』『禪林備用清規』<sup>6)</sup>等を採って比較照合参訂をなし、古清規に倣って上下二冊とし<sup>7)</sup>、成書の経緯に基づいて『勅修百丈清規』と題したのである。けだし勅修の二字を冠する清規は、中国の禪宗史上、これが初出にして最後の、従って唯一のものである<sup>8)</sup>。この書が既にその出発点から政界との関わりが深いものであることは明らかであるが、いま編次に注意しながら、これに先行する諸清規のうち、『禪苑清規』を例にとると、その卷一は受戒から始まり、入室に終る形となっている。これは禪門における行道の典範としては、極めて自然な配列であるといえよう。『叢林校訂清規總要』の場合、「聖節啓建滿散」は、卷下の第六に収められている。これに対し『勅修百丈清規』(以下「勅規」と略記)では、第一に祝釐章を置き、報恩章を第二に配し<sup>9)</sup>、その初めに世祖以下みな寺を建て、仏の應身に由て天下を御し、化儀は終に佛位に帰せんと謂う。在京の官寺は、ここにおいて聖容を設け、佛の壇場を具え、月々五を以て祭る。奠を設け禮を展ぶるに生けるが如くにし云々と述べ、國忌の条には、法座上に就いて黃紙を以て聖號牌位を写し、と見えている。けだし寿牌を祀ることは元に始まるとされている<sup>10)</sup>。

これに近接した時期に現れた『禪林備用清規』の卷一、天字部は「聖節陞座」<sup>11)</sup>から始まり、黃字部まで朝廷に関わる一連の法儀が順次配列されている。この点で備用清規は、勅規の先蹟をなすものであるということができる。因みに大元皇帝のために祝祷することは高麗の國でも行われていたようである<sup>12)</sup>。

勅規では編者、校者とも臣僧を称しており、文中にもしばしばこの語が見られる。元代には仏寺の住持が文書類に臣僧某々と署し、また自敍する場合にいちいちこれを冠称している<sup>13)</sup>ことなどと考え合わせ、この時代は、宋代にも増して皇帝の権力が強大となり、仏法に対して王法が圧倒的優位を占めている世情の一端を窺い知ることができる。

こうした元代における政界の動向を視野に入れながら、勅規成立の経緯とその背景を、聖旨、法旨等の記述を通して考察し解明することが、この小論の狙いとするところである。

本書の版式、書誌等については、これまで先学によって究明詳述されているから再説を省くが、ただ考較の資料として使用した版本について付言しておく。一は、村上平楽寺による寛永六年版、それに五山版の原型を比較的よく伝えているとみられる享保五年本、正統七年、胡漢(1375－1463)が撰した序文を付する明蔵本等である。大正蔵に収める勅規は増上寺報恩蔵の明版と宮内庁図書寮収蔵の五山版により校注を付したもので依用に便であり、他に国訳一切經、諸宗部九、所収本を、また特殊な用語の解釈に際しては無著道忠『百丈清規左鰯』を参照した。

### 一 順帝の聖旨とその趣意<sup>14)</sup>

長生天氣力裏 大福廕護助裏 皇帝聖旨 De yañ ryal po ned kyi lun<sup>15)</sup>

この一句は、詔勅法令等の文頭に必ず置かれることになっており、明蔵本は別として、元代に編述された勅修された勅修百丈清規の巻頭を飾っている。これは「常世の天つ神の氣力を受けて、福の神の護助を蒙れる皇帝の聖旨」<sup>16)</sup>の意と解されている。無著道忠は『百丈清規左鰯』の中で、長生天は天道久遠の義、氣力とは大なり、裏は内なりと解しており<sup>17)</sup>、大福以下については、勅を下した順帝自身が、元朝の諸先帝の福庇護助の下にあって、先帝の意に遙うて令を下し、敢えて自ら擅にしないとの思いを籠め、恭順の意を表した辞である、といった趣旨のことを述べている。この語の背景として伝えられてきたことは、成吉思汗 Tchikguiz khan<sup>18)</sup>が南宋の開禧二年(1206)に第二次の即位式を挙行した。この時コンゴタン氏族のムンリクの子、ケクチュ Guekdjou というト者 Came、chamane が、常世神の天つ神 tngri が、成吉思に天命を授け、汗 Khan としてこの世に遣わしたものである、との神託を流布した<sup>19)</sup>。1211年、成吉思汗は金と戦端を開くに当たり、長

生の上帝に勝利を祈願した。以後長生天氣力、永遠なる天の力により、という表現が定着し、やがて成吉思汗の権力が強大となり、遂に神聖視<sup>20)</sup>されるに及んで、成吉思が長生天そのものとされ、長生天であるチンギス・ハーンの力によって、と解されるようになったようである。なお古く長生天は、韃靼語とみなされていたが、韃靼語であるとすれば、長生は蒙哥となるはずである。従って長生はやはり華言と見るべきだと道忠師はいう。

次いで行中書省以下官署名職名等が列挙されている。行中書省、創業期には金代の制に倣い、地方へ軍を進めた際、行省を設けて軍民の事を掌らせたが、世祖による建国の後、中書省を設け、各地に行中書省を置き<sup>21)</sup>、地方行政に任ずる常置の官署となつたが、のち行政区画を表す名となつた。なお中書省は国政の枢機、行政の全般を総括する最高の行政機関であることは周知の事実である。その下に河南河北、陝西、甘肅、四川、江浙、江西、湖広、雲南の八地域に行中書省が設置されていた<sup>22)</sup>。勅修清規は、百丈山の住持に纂輯の勅が下されたのであるから、ここには地域名は記されていないが、江西の関係行省に対する宣諭であると考えられる。続く行御史臺は、官吏の監督に任ずる行台で、地方については湖広、江西、江浙の江南三行省を監察する江南行台が該当するとみられる<sup>23)</sup>。中央の御史臺に対し、略して行臺と呼ばれた。続く行宣政院は、釋教僧徒および吐蕃の事を掌る官署で、元統二年（1334）、杭州に行宣政院が置かれ、至元二年（1336）に、西蕃に事件が起こった時、吐蕃の僧民の紛糾処理に当つた。原文ではこの後に官人毎根底と記している。毎根底は、モイコンティと読み、等に対し、と訳されてきた<sup>24)</sup>。宣慰司は、中央政府と地方官庁との中継を司る役所の名で、専ら軍務を管掌した。各道に設置され、路府州県を領し、行省政令あるときは下に之を布いたものとされる<sup>25)</sup>。廉訪司は、肅政廉訪使のことで、各路を巡回して按察取締等の事に任じた。『元史』志三十六、百官志によれば、国初に提刑按察司を立てて四道を司らしめた。至元六年、これに勸農第を兼ねしめ、二十八年には、按

察司を改めて肅政廉訪司と称した。その後定んで二十二道とし、道ごとに廉訪使二員、正三品、副使二員、正四品<sup>26)</sup>を任じて事に当らしめた。

軍官 道忠師は、総じて枢密院および所属の官をいうと記している。兵甲機密軍務に携わる官の総称で、続く軍人はいうまでもなく軍官に所属する兵士を指す。それら諸官人と、城市を管する達魯花赤、京師諸路の間を往来し、使を通ずる使臣達、百姓即ち天下の庶民と僧衆等<sup>27)</sup>に宣諭する聖旨が示されている。

因みに達魯花赤 Dargaci は、従七品、断事官、制圧官と訳されており、一方で漢人世侯の管理に任じ、他方において属領の定住民を統治しながら、戸口調査、募兵、駅站の設置、租税徵収、貢賦等の事に当った<sup>28)</sup>。達魯花赤には蒙古人およびこれに準ずる取扱いを受けた色目人(西域諸国人)が充てられた<sup>29)</sup>。この聖旨は執把聖旨と呼ばれているから<sup>30)</sup>、これを受けた百丈山大智聖壽禪寺も例に従って門前に刻石立碑して税の納入を免れ得たものと解されるのである。

宣諭の聖旨には、

1. 成吉思皇帝 Tchinguiz <sup>31)</sup> Khan	大祖 1206 – 1228
2. 月(窩)闊台皇帝 Ögöta Kh. <sup>32)</sup>	太宗 1229 – 1241
5. 薩(薛)禪皇帝 Setsen Kh. <sup>33)</sup>	世祖 1260 – 1294
6. 完者篤皇帝 Oldjaitu Kh. <sup>34)</sup>	成宗 1294 – 1306
7. 曲律皇帝 Kuluk Kh. <sup>35)</sup>	武宗 1307 – 1311
8. 普願篤皇帝 Buyantu Kh. <sup>36)</sup>	仁宗 1311 – 1319
9. 格堅皇帝 Guequen Kh. <sup>37)</sup>	英宗 1320 – 1323
11. 忽(護)都篤皇帝 Khutuktu Kh. <sup>38)</sup>	明宗 1329
12. 札牙篤皇帝 Djijagatu Kh. <sup>39)</sup>	文宗 1329 – 1332
13. 亦贊眞(懿璘質)班 Ilintchepan Kh. <sup>40)</sup>	寧宗 1332 – 1333

以上十人<sup>32)</sup>の皇帝の名が列せられている。続いて「聖旨裏に、和尚、也里可温、先生毎(等)のいかなるかを揃ばず差發に當<sup>33)</sup>つるを休め、天に告して祝壽せよとしかい」<sup>34)</sup>とあり、次いで、説有来(從來詔勅のことばとしていわれてきたこと)であるが「如今、いまは在先の聖

旨の體例裏に依着<sup>35)</sup>して、いかなるものかを揃ばず差發に當てしめず、天に告し、咱每<sup>36)</sup>（われら）がために祝壽せしめよ云々」とある。なおこの聖旨の恩典に与る者として、和尚はいうまでもなく仏教の僧侶であり、也里可温は、基督教徒宣教師のこととされている。坪井九馬三博士によれば、也里可温はアラビア語の Rekhabium に由来することばで、これが転じて Erekawium、Arekkawium となり、音写されて也里可温となったといい、唐代に建てられた景教碑に見える阿羅訶 Olobon と同類の語で古く景教僧を指したが、のち基督教宣教師を指すことになったという<sup>37)</sup>。他に『元史同語解』の如く、これを蒙古語とみなし、部族の名であるとするものもあるが、もしそうであるとすれば、何故元代の詔勅に僧道とこれが並記されているのか、といった疑問も提起されている。也里可温を管理する役所は崇福司で<sup>38)</sup>、これは延祐二年（1315）昇格して崇福院となった。

原文では也里可温の後に先生の語が置かれている。これは也里可温に接続する語として扱われることが多く、道忠師は「尊称として也里可温先生となす」と解されており、先生を道士とみなす説もあるが、それでは道士の他に也里可温があることになるから、誤りである、と注記されている。しかし『元史』本紀十七世祖紀に、僧・道・儒・也里可温」と記され、同三十三、文宗紀に「僧・道・也里可温」とあるのを見れば四教ないし三教が並列的に扱われていることが判る。世祖紀にあった儒が除かれていること、また先生を道士と解するとして、それが也里可温の後に置かれているところに、これら諸宗教の社会的重要性、評価ないし位置づけの消長を裏書きするものといえるのではなかろうか。元代には儒・釋・道と同じく也里可温も租税を免ぜられ、軍籍を除かれた<sup>39)</sup>。もとより徵、免の事は時期によって異同があり、変遷は認められるが、答失蠻（Danishmend、回教徒）を含めて諸宗教が大概平等に扱われていたことからして、先生は、道士を指すとみるのが妥当であろう。道士を先生と称するのは元代の習語とされている<sup>40)</sup>。

札牙篤皇帝が、大龍翔集慶寺を起蓋するのとき、清規の體例に<sup>41)</sup>依つて行はしむ。としかいふ、札牙篤皇帝の名は先に並記した元朝諸帝の中に含めて挙げられている、元朝第九代の帝位を継いだ文宗（1304—1332）のこと、諱は Tob Timur、圖帖穆爾のことである。第六代泰定帝（晉宗）が崩じた後、その子阿速吉八 Asouképa が皇位に即いたが、逐わざで圖帖穆爾が一旦後を承け、次いで兄の和世疎に位を譲り、明宗（1300—1329）と称した。天暦二年八月、明宗が崩したので圖帖穆爾が再び登極することとなり、三年五月、至順と改元された。圖帖穆爾は、篤く仏教を敬い、巨費を投じて仏寺を再建したとされている。先に挙げた勅規の文、大龍翔集慶寺を起蓋する<sup>42)</sup>云々は、これをいうのである。帝はまた畏兀兒から喇嘛贊眞吃刺思 Nientchinkilas を聘して帝師としたが、之を迎えるに当り、一品以下の朝臣に郊迎せしめ、喇嘛と語る時は膝を屈せしめた<sup>43)</sup>という。その治世には燕鐵木耳等権臣が専横を恣にし、財政も紊乱したが、荅刺罕 Dargan、燕鐵(帖)木兒等 Yang-temour に命じて『經世大典』を纂輯せしめた。これは逸して伝わらないが、後に史志の記述に際して資料として役立った。百丈清規の勅修も関連した事業の一環として企画されたものであろう。

「曾行聖旨」とは、文宗が先に下し行いし聖旨がありしことをいう。さらに、江西の龍興路百丈大智覺照禪師がさきに立てられた清規の體例は、近年以来各寺裏に那の清規の體例を将つて増減し、不一にし来れり、とある。龍江路は百丈懷海（749—814）の所住をいうものであるが、龍興は元の至元十四年、隆興府を改めて路とし、さらに至元二十一年、隆を龍と改められている<sup>44)</sup>。懷海についていいうのであれば、唐代の制により洪州と冠称するのが妥当であろう。なお大智は長慶元年（821）穆宗から謚されたもの、覺照は大觀元年（1107）徽宗による加謚である。さらに師は元統三年（1335）順帝 Togan Temour から弘宗妙行の号を賜っている。その事は黃溍の、天下師表閣の記に見える。ここには懷海によって清規が制せられてから、近年に至って各寺院では、いわゆる古清規の体例に増減するなど手を加え、各別のものとなつ

ている事実に言及されており、それが新たに統一的な規式を定立する理由でもあったことが知られる。そこで、いま百丈山大智壽聖禪寺住持徳輝長老をして重ねて新たに編しらしね、ということに連がる。

東陽徳輝は晦機元熙（1238－1319）の法嗣で、晦機自身、元貞三年に初めて百丈の請に応じ、住すること十三年に及び、百丈を天下禪宗の第一たらしめ、至大元年、淨慈に董を移した<sup>45)</sup>。徳輝の伝は明らかでないが、『増集續傳燈錄』は元叟行端の嗣としている。『祖燈大統』は晦熙の法嗣として名を挙げているが、ともに無録である。ただ諸録の記から東林、道場、百丈に住したらしいことが知られるのみである。中巖圓月は入元して徳輝の会下に書記となり、その法を受けて帰朝したが、師の行実についてはいうところが少ない。聖旨には「大龍翔集慶寺の笑隱長老をして頭となし、有本事的（学才ある優れた和尚）を揃び選んで好生<sup>46)</sup>に校正し歸一せしめたるものなり」とある。笑隱は、徳輝の法弟であるが、慧解博洽なること東陽に過ぐ、とされ、それ故に朝廷の命によって校正の事に当ったもの、と道忠師はいう。笑隱大訴（1284－1344）は、楊岐の流れを汲む大慧の法孫で、本貫は百丈山の所在に近い江西の南昌である<sup>47)</sup>。水陸院の法雲に就いて出家した後、廬山開先寺の一山了萬に謁したが、了萬の指示によって、百丈に晦機元熙に参じた。憲宗 Mangou の六年前後のことと推定される。熙に嗣法の後、師は中峰にも謁したが、至大四年（1311）湖州の烏回寺の請に応じ、次いで杭州大報國寺、中天竺寺に出住した。天暦の初め<sup>48)</sup>、文宗がその潜邸を捨てて大龍翔集慶寺を建てるに及び、選によって開山第一代として法席をを董し、召に応じて入覲応対して衣を賜うた。歐陽玄の敍によって、この時初めて清規校正の旨が下された<sup>49)</sup>ものとみられる。笑隱の手に成る『蒲室集』<sup>50)</sup>に「奉勅重修百丈清規疏語」が収められている。文宗は文教政策の一環として、前代宋朝以前に存在しなかった元朝創立の仏寺大龍翔集慶寺を建置し<sup>51)</sup>、釋教の宗主で兼ねて五山を領する廣智全悟禪師とし、禪の伝統を履まえながら既存の清規とは体制を新たにした、元王朝に独自の清規を制し<sup>52)</sup>、天下の總

ての僧衆に勅修の権威を以て帰一的に遵行せしめようとしたもので、これは実効が期待される宗教政策として評価することができる。なお元代に行われた諸宗のうち、禪宗が最も優勢で教界に指導的地位を占めているところから、徳望一世に高い笑隱に宗教行政を荷担せしめたものとみられる。笑隱は因みに大中大夫に任じられていた。これより先、泰定二年（一説に元年）省悟により『律苑事規』<sup>53)</sup>が編印されており、天竺山白雲堂の一僧が勅規に倣って一本を制したが、その刻版が焼けたので、天竺山大圓教寺の雲外自慶が『教苑清規』<sup>54)</sup>を再修印行したとされるから、禪門における清規の勅修は、他宗を大きく刺戟し、これに同調する動きが現れたことが知られる。

聖旨には「那の各寺において、増減するなど手を加えてきた、画一的ならざる清規を行はしむることを休め、這の校正された帰一的清規の体例によって、一定した形において行はしむる」ことが指示されているが、それは如上の情況に即応した周到適切な指令であったといえよう。ここで「執把的聖旨を与えたる」と述べ、既存の諸清規に代えて順帝の聖旨が下されたことを確言し、それに随伴して僧院等を侵犯する等のことがないよう具体的な事例を挙げて戒めている。即ち、使臣達が寺院房舎に投宿したり行李等を預け置くことを休めること。これはいわば、官人將士無断立入禁止ということになるであろう。また駅伝の馬<sup>55)</sup>など謹んで命に応じて拿ることを休めるべきこと。税糧の納入を休めること。寺家に属する水土園林、使役人、牛羊や駝馬等の家畜、碾礲即ちひき臼の施設、貸財を売る店舗<sup>56)</sup>、物を典する、抵当にして財を貸す長生庫、質屋。銭湯。竹藪山場。船舶を利用して錢物を得ることなど、それらの何れであろうと寺院に属するものを奪い要いるのを休めるべきこと。天子の威勢を恃んで僧人に圧力を加えたりするのを休めるべきこと。こうした類いのことを宣べ諭し<sup>57)</sup>了った。この諭旨に背く<sup>58)</sup>は罪に墮ちる結果を招くものである。さらにこれらの聖旨があるのに、これを聖旨の体例に背くことであるとみなしている<sup>59)</sup>。汝等は一体どのような聖旨を怕れぬというのであるか」と結ん

でいる。

終りに元統三年猪児の年七月十八日、上都にある時分に写し来れり、と署している。ところで年表の多くは単純に、元統は二年を以て終り、至元元年に続くように記しているが、実際は元統三年十一月に至元元年と改元されている。紀年のことについて道忠師は詳しくこれに考証を加えられている。「師表閣記」には東輝の入対を元統三年五月としている。清規纂修のことは初め文帝が企図したことで、その遺意を承けて至元二年に事業に着手し、同四年（1338）に編成を見たとされている。上都への往来、準備期間、重編の語、文帝との関わりを勘案する時、至順三年（1332）とするのが一案であるが、明記された年時を素りに変えることは許されない。それでは猪児の年の記にも合致しないことになる。猪児は、十二支の亥に相当する。元統三年（至元元年）は乙亥年である。蒙古語では十二支を *rabjum* といい、西藏から受け入れたものであるが、漢字では、子以下について、それぞれ鼠、牛、虎、兔、龍、蛇、馬、羊、猿、鷄、犬、豚<sup>61)</sup>と表記されていたことを付言しておきたい。

なお上都は<sup>62)</sup>、開平 *Caï-ping* とも称せられ、察哈爾省 *Tchakhares*、多倫泊 *Doron Nor* 西北の地で、忽必烈の命により劉秉忠が築城した。忽必烈は、中統元年、忽必烈はここに即位して開平府とし、同四年、大都<sup>63)</sup>（燕京）に対して中都と称したが、帝闕の所在地であるところから上都 *Schang-tou* と改めたものである。

以上が聖旨に期するところのあらましである。思うに、聖旨勅令の類いは、古来掌故に熟せる者が慎重に文辞を選んで語調をととのえ、その詩操は高邁、文体は端嚴整齊にして風格があり、綺語を混え莊重典雅なる趣きを存したものが多く、皇帝の権威を誇示せんとの意図が看取されるものであった。しかしながら順帝が下されたとされる聖旨は、あるいは簡直にして平易短頸、の褒詞を加えられないでもないが、旧來のそれを基準にしてみれば、事務的で疎略、没趣味、野鄙の難を免れない<sup>64)</sup>。

なおこの前後の時期には、例えば掲傒斯1268(74)–1338、虞集1272–1338、歐陽玄127(8)3–1357、張起巖1285–1353、危素1295–1372、といった錚々たる文人が朝堂に在って翰墨の事に携わっていたが、聖旨に白話を混えた特異な文体を用いたことは、漢民族の文字文化の伝統を軽視したものともいえよう。その事は当代百官の長を蒙古人が占めていたことに関わりがあるが、寧ろ意図的になされた感があり、そこに元王朝の文教政策が投映しているように思われる。

## 二 帝師省諭の法旨

勅修百丈清規の巻首部には、惠帝の 聖旨に次いで、帝師の 法旨が掲載されている。それは、「皇帝聖旨裏に、帝師公哥兒監藏班藏トの法旨、行中書省、行御史臺、行宣政院の官人每根底（等に対し）、宣慰司、廉訪司の官人每根底、軍官每根底、軍人每根底、城市裏の達魯花赤の官人每根底、往来の使臣每根底、本地面の官人每根底、百姓每根底、衆和尚每根底（等に対し）省諭する 法旨」（あり）というものである。

まず帝師たる公哥兒監藏班藏ト Kun-dga’ra yal-mtshan dpal bzan-po (1310–1358) は、天暦二年 (1329) に帝師の任に就いた<sup>65)</sup>第十一代、輦真吃刺失思 Rin-chen bkrashis の後を承けて、元統元年六月に帝師となつた<sup>66)</sup>。師は薩迦派の昆族第五夫人の子で、遡って延祐三年 (1316)、晉宗代に帝師に任せられた<sup>67)</sup>公哥羅古羅思監藏班藏ト、Kun-dga’ blogros rgal mtshan dpal-bzdng-po、と次いで旺出几監藏を介して、泰定二年帝師となつた公哥列思八中納思監藏班藏ト<sup>68)</sup>Kun-dga’ legs-pai’ byung-gnas rgyal-mtsan dpal-bzan-po (1308–1341在位) とは師の兄に当り<sup>69)</sup>、共に八思巴 Hphags-pa (1239–1280) の侄孫と伝えられる。

先に清規の編校に関して、順帝から聖旨が出されたことに触れたが、帝師の場合は、法旨・省諭とあって、それぞれ敬語も区別して対称的に用いられている。旨が下された時日は明らかではないが、聖旨が元統三年七月に上都で写し来ったものとされているのに対し、法旨は鼠

年の年とあるから、至元二年、事実上は聖旨が下された翌年の四月に、大都のさる大寺（帝師の所住）において書写され伝えられたものであることが知られる。

省諭は、聖旨と同じく、行中書省、行御史臺、行宣政院<sup>70)</sup>、宣慰司、廉訪司の官人達、軍官、軍人、城子裏の達魯花赤、往来の使臣達、百姓衆和尚に下されたものであるが、法旨については上記に加えて、本地面の官人達が挙げられている。道忠師はこれを、上掲の諸官その他が居住している地域に在る、その他の役人達というような意味に解されているが、そうであるとすれば、聖旨にこそ必要な一項であると考えられる。それが本地人に近い意味の語とすれば、百丈山が所属している地域の官署の役人達を特定しているようにも解される。なおここに列挙されている諸官は、本地面以外は聖旨と全く同一であるからここには再説しない。

法旨には続いて、札牙篤皇帝 Djidjagat to. (文宗)<sup>71)</sup>が、その潜邸を建立した頃、百丈清規の体例に依って行道するように、との聖旨が下されたことに触れている。そしてその清規は、百丈大智禪師が五百年以前に制せられたものである、と由来を述べ、いま<sup>72)</sup>百丈清規を重編するに当り、上位すなわち順帝は、百丈懷海に、弘宗妙行の禪師号を加贈された。更にいえば禪宗の各寺院では、近年かの百丈清規に手を加えて増減を生じ、不一なるものとしてきたために、元百丈山の長老徳輝に重ねて新編の業をなさしめ、龍翔寺の笑隱長老に校正せしめて統一されたものとし、一定した形で行道するように、といった趣旨の、執把聖旨が与えられたのである、と述べられている。

さらに皇帝は、佛教諸宗の中で頂上の宗とされてきたところの禪宗に、校定して一元化された清規の体例に依って、一定した方式で学道をなさしめんとするものである、とこのように道う。教・律・禪を含めた天下の僧衆は、一体となって事を済し上げることが必要である<sup>73)</sup>。汝等僧徒たる者は、皇帝の御心を身に体して三寶を興隆し、よく清規を遵守して修行弁道をなし、専ら、かみ天子のために福を祈り、その

長寿を祈り、聖恩に報答するなどして仏法の化を弘め揚げるようになされたい。そこで誰れ彼れを揃ばず、法旨に違うようなことは禁止する。この法旨を目にして、別異なことを為さんとする違背の輩は、およそどのような法旨をも怕れることがない者なのではなかろうか<sup>74)</sup>。

帝師が至元二年の四月、行中書省その他の諸官人、有司に諭した法旨の大意は上に述べたごときものである。

これより先、中統元年に世祖が皇位に即くや八思巴を尊んで国師として玉印を受けられた。以後西番の高僧達は何れも篤く朝野に尊崇され、この法旨の例に見るよう、帝師の命は詔勅と並び天下に行われ、帝師が至れば帝后妃主もこれを敬し、就いて戒を受け師を膜拜し、正衙朝会に百官班列するに、帝師も坐隅に席を占めていたとされ、また皇帝即位のはじめ、詔して褒護を降し、必ず勅章佩監絡珠を字として賜わることになっていた<sup>75)</sup>と伝えられる。

このように元代の諸帝は西番の高僧を敬重し格別の待遇を与えたが、それに伴う弊害も少なくなかったことは史にいうごとくである。

とくに世祖の信任が厚かった揚璉眞伽や、順帝期における珈璘眞などには専横の振舞いが多かったといわれており<sup>76)</sup>、他に僧道による奪田擾民等の事も伝えられ、鬱蹙を買ったことが知られる。

元代には、儒・佛・道・基・回等多くの宗教が並び行われ、原則としてそれらは平等に扱われたとされている。禪・律両宗にも政府の保護が加えられたことが知られるが、この法旨の記述からも窺われるよう、弱体化が取沙汰されながらもなお少なからぬ社会的影響力を存していた禪門の僧徒が、一本化された清規に則って如法に整齊に行道することにより、世の頽廃した風紀を肅正し、僧風のみならず社会的秩序を正常化するのに役立つであろうとして、これに期待されていたとみられる。

執把聖旨の威力については前述したごとくであるが、唐代以後その存在が顕在化することがなかった江西の百丈山は、元朝政府の後楯によって、天下の第一禪林として盛名隠れなきものとなり、斯界に不動

の地位を獲ち得るに至ったが、そこには南宋の王朝と深い関わりをもつて化を盛んにした臨安を拠点とする五山禪林に拮抗せしめようとの意図も存したとみられるのである。その意味で百丈山の顯彰は、蔣山崇禧萬壽寺や、文宗代における大龍翔集慶寺の建立と併せて、元朝の宗教政策の一斑をなすものと考えられる。

これより旬年を出でずして各地に叛乱の続発を見ることとなる。例えば元末に崛起した群雄の一人である除壽輝（?-1360）は、蘄水を陥れて皇帝を称し天完国を樹て、湖廣のほぼ全域と江西の一部を手中に収め、都を漢陽から龍興路に移さんとした<sup>77)</sup>。至正十九年、天完国の平章事陳友諒（1316-1363）は龍興路南昌を攻め、徐壽輝を殺して王となつたが、朱元璋の軍の来寇に遭い、龍興<sup>78)</sup>は遂に朱元璋の占めるところとなつた。その後この地をめぐって攻防が繰り返されたが、戦いの舞台となつた龍興路南昌県は、百丈山大壽聖寺の所在たる奉新県の地に近接しており<sup>79)</sup>、恐らく兵戦の余波を蒙るのを免れ得なかつたのではないかと思われる。それは順帝の聖旨が下されてから僅々三十年に満たない時期のことであり、その間百丈山をめぐる政治状勢も大きく転換し、それに伴つて一旦整備された学道のための環境条件も変化を余儀なくされたものであろう。その後百丈山が、元代におけるほど世の注目を浴びることはなくなつたように思われる。

### 注記

- 1) 懐海については『宋高僧傳』第十、『景德傳燈錄』第六、『傳法正宗記』第七等に立伝されている。
- 2) 宇井伯壽『第二禪宗史研究』327頁以下。清規については同書375頁以下に論及されている。他に南懷瑾『禪宗叢林制度與中國社會』43頁以下参照。
- 3) 『淨慈寺志』卷十二・四。虞集（1287-1368）撰塔銘。後に德輝が百丈山の演法堂上に一屋を加え、「天下師表閣」と額したのは、これを追認せんがための挙であろう。閣は至順元年に成り、わが中巖円月はこれが上梁の文を作つてゐる。
- 4) ともに東叟穎の嗣、雲屋は金華智者寺、一山は温州江心に住した。
- 5) Salteか、一に撤廻に作る。寛永本等参照。公は寧宗の代に中書平章政事

- となった。田中萃一郎訳『蒙古史』下、334頁。
- 6) 享保版勅規の末尾に伏された徳輝の跋文参照。
  - 7) 五山版には八巻二冊本と四冊本とがあった。『禪籍志』は四巻という。
  - 8) 但し勅命によって撰述された書は少なくない。
  - 9) 隱元の『黃檗清規』も、ほぼこの構成を踏襲している。
  - 10) 例えば『庸峭餘錄』巻四、牌銘の項には、元朝三牌およびその作法について記されている。その表相は、中央が皇帝萬歳、右（西）が皇后齊年、左（東）が太子千秋となっている。中文版1204頁、下。爾來禪刹では佛殿または大雄宝殿の中央、本尊の像前には寿牌を安置するのが例となった。三牌には両脇に、南方火德君牌、大壇那碑を配している場合もある。いわゆる今上牌を単独で置くのは簡略化された形で、時代も下ると考えられる。なお『左觿』の附録に寿牌の図を載せる。他に『仏具大事典』600、607、632頁等参照。
  - 11) 聖壽祝祷の始まりについては、『大宋僧史略』巻中、内道場の項参照。
  - 12) 『高麗佛籍集佚』所収、海東曹溪密庵和尚雜著に、表・疏等を収める。615、616、628、629、632、668頁。
  - 13) 臣僧の表現は『幻住庵清規』にも見る。由来については『左觿』第三。古くは沙門某とのみ署す。同じ項、河南少林寺の住持は、宣授祖庭と冠記している。
  - 14) 大福は百順、廢は庇い護ること、護助は擁護賛成の義。無著道忠『勅修百丈清規左觿 庸峭餘錄』中文出版影印本、以下『左觿』と略記。
  - 15) 西藏語による例。ゴダンハーンがサキヤパンチェンに寄せた親書に見える。嘉木楊凱朝氏の指摘による。
  - 16) 愛宕松男、寺田隆信『モンゴルと大明帝國』145頁。図斎、海西希『西藏和蒙古的宗教』413頁。長生天は強力で最高の天神 tngri。
  - 17) 『左觿』87頁上段。
  - 18) チングイス・カガン（合罕）、その口語形、チングイス・カンが広く用いられる。これは13世紀の発音という。パクパ文字のモンゴル文書では、ジンギス。成吉思は伝統的漢字表記。ローマ字表記は、ドーソン『蒙古史』田中萃一郎訳による。上、107頁以下。以下ただ『蒙古史』とのみ記す。
  - 19) 小林高四郎『ジンギスカン』94頁。
  - 20) 汗は自らを神としたという。『蒙古史』上、298頁。
  - 21) 『新元史』藝文印書刊本、一、巻32、表6。
  - 22) 前掲『モンゴルと大明帝国』151頁。
  - 23) 前掲書および、上海辞書出版社、『中国歴史大辞典』遼夏金元史、160頁。
  - 24) 每根は等の義、底は助詞であるともいわれるが、三字が總で、分轄すべきではないとする。三民書局刊『大辭典』には、mei は多數を表す們と同

じ、とあり、北宋期に満字を借り用いたものという。根底について同書は、面前、傍辺とする。小林高四郎『元史』には、両語合して「らに対し」と訓じている。

- 25) 前掲『中国歴史大辞典』383頁。
- 26) 『左觿』上、84頁上段。
- 27) この部分、官人から衆和尚に至るまで、いちいち毎根底が付けられている。衆和尚は意味上重複となろう。
- 28) 『左觿』上、85頁上段。『蒙古史』上、242頁、下、54、202、235頁。『モンゴルと大明帝国』70、160、199頁等参照。
- 29) 元朝では蒙古人を頂点に、色目人、漢人、南人の四類とされ、同じ漢族でも南宋の遺民は差別された。『東洋中世史』四、第四章。『世界史大系』8、東アジアII、149頁。
- 30) また護持聖旨とも呼ばれた。『モンゴルと大明帝国』145頁。
- 31) 以下の帝王譜は、『左觿』上、87～90頁。ローマ字表記は、『蒙古史』のフランス語方式による。その他蒙古人の名は、潘拍堂、王德毅、李榮村編『元史索引』の表記法による。
- 32) ここには第三代定宗、第四代憲宗、第十代泰定帝（諡・廟号なし）の名を欠く。
- 33) 懸念差發、當差の免除という。差役に関しては幾度か令が改められており、恒常的なものではない。
- 34) 原文には「者麼道」とあるが、道忠師はこれを、定むる辞と注している。入矢義高氏は…麼道を…せよ、と訓み、引用句後置し、云々に当ることもあるという。『東方学報』京都、26-216、218頁。
- 35) yi zhe、依拠しての意。「着」は動詞の後についてその補語となり、主動詞の動作が目的物に付着し、目的を成就する感じを表すものという。
- 36) Zan mei は元代の小説類に頻出する語で、明代以後には咱們が用いられた。大田辰夫『中国語歴史文法』106頁。
- 37) 『蒙古史』には、Arkhaioun、Arcaoun、坪井九馬三「也里可溫について」『史學雑誌』25-11、陳垣「元也里可溫考」『元史研究』九思叢書12所収。池内宏他監修『東洋歴史大辞典』（縮刷版）287、986頁。中国現代学術經典『陳垣卷』3～44頁。
- 38) 崇福司は、全土七十二箇所に置かれていた掌教司を統合したものという。なお專政院は僧を、集賢院は道を管した。
- 39) 前掲「元也里可溫考」第七、八章。
- 40) 『辭源』上、209-2。和田清『中国史概説』上、232頁。なお元朝は、その末期に至るまで道教を優遇したとされている。『東洋中世史』四、171頁。有高巖氏稿。

- 41) 根本的精神と、それを具体的に表した規定条例。
- 42) 大龍翔集慶寺（シツキンジ）は、もと文宗の潜邸にして、城中閃駕橋の北、起蓋とは屋根を置き上部を覆う意。
- 43) 『元史』（光緒14年、上海図書集成印書局刊本）卷32－36。『蒙古史』下、332頁。
- 44) 楊家駱『歴代地理沿革表』卷九の所説とはやや異なる。
- 45) 『淨慈志』（中国佛寺志1－17）卷12所収、虞集撰塔銘。
- 46) 十分によく。生は接尾辞、白話体。
- 47) 師の伝は『蒲室集』付、笑隱訴公行道記に詳しい。また忽滑谷快天『禪學思想史』下、520頁。
- 48) 寺碑によれば、天暦二年に工を起こし、翌三年正月に竣工したとみられる。至順元年改建ともいう。天暦は三年五月に至順と改元。『佛祖歴代通載』卷22、『金陵梵刹志』卷16。
- 49) 法旨に、「聖旨有來」「重新編」の語は、この事を裏書きするものであろう。
- 50) 延文四年（1359）保壽尼寺で開板されたものの後刷による。
- 51) 「前代所爲甲乙之次、頗有定品、今日之作、規制位望、宜無無加之焉」と見えている。「笑隱訴公行道碑」
- 52) 尤も内容は、『備用清規』に増減を加えたものといい、また古清規（崇寧）、校定、備用、幻住の四規を併せ考え、編成したものともいう。
- 53) 十巻より成る。卍續藏2－11－1所収。
- 54) 増修本、二巻。至正七年（1347）に成る。卍續藏2－6－4。台教の清規。
- 55) 元代には駅站の制が整備されており、人馬糧食等を任意に徵發して公用に充てることがあった。羽田亨「元朝驛傳雜考」『東洋文庫叢刊』第一附篇。
- 56) 叢林は、その所有財産である莊園、碾礲、倉庫、店舗、園林等を經營し、高利貸資本として社会に重きをなしたという。和田、守屋、村上『東洋中世史』271頁。
- 57) 宣諭 天子が自ら命じられる教諭。
- 58) 別了的 天子の諭に背き、別異のことを行わんとする。
- 59) 没體例 体例を無みするの意。
- 60) 『元史』卷三十八、本紀七b、國訛勅規（210）に、元統三年は十一月より至元と改元す、とある。箭内瓦『蒙古史研究』335頁。
- 61) 蒙古語では、Hulu Gana, ühér, bars, tanlai, lou, mo Gai, morin, Honin bičin, tahiya, noHai, ga Haj. となる。小島武男『蒙古語文典』69頁。
- 62) 牧廠とも称し、旧契丹の地。Shandu、またXanaduとも表記されている。
- 63) 汗八里汗 Khanbalig における、Kublai の新都。
- 64) 漢族王朝期に見られる古雅端正なそれとは、凡そ趣きを異にする卑俗な感じの文体が、今日ではかえって言語学史上、貴重な資料として評価され

- ており、福嶋俊翁師の御示教によれば、1955年、中国科学院言語研究所刊「元代白話碑収録」に収められ、これに対する入矢義高氏の書評がある。
- 65) 『釋氏稽古略續集』卷一、大正藏49-913、中。王森『西藏仏教発展史略』96頁。
- 66) 『佛祖歴代通載』卷二十三、大正藏49-730、中。『釋氏稽古略續集』卷一、大正藏49-914、上。
- 67) 『佛祖歴代通載』卷二十二、大正藏49-730、下。『釋氏稽古略續集』卷一、大正藏49-914、上。通載は師の寂年を泰定元年(1324)とし、稽古略續集は、泰定四年丁卯寂とす。西藏系の伝承では、後者と同じく1327年としている。王森『西藏仏教発展史』96頁。『北京市志稿』之に同じ。
- 68) 王森氏、前掲書では、列思の後、8に作る。『北京市志稿』八、により訂正。166頁参照。佛祖通載は、公哥羅亦中納思監藏班藏トにする。大正藏49-734、中。
- 69) 通載によれば、戊辰(天暦元年)、行宣政院を革めて、十六処に廣教総管府を立て、以て僧を摂したということである。大正藏49-734、中。
- 70) 本地は、現代「その土地の」という意味で用いられている。
- 71) Djidjagatouは蒙古語の諡号、文宗は廟号、名は圖帖穆爾、Tob Timour。
- 72) 原文に「如今」とあるが、これはかなり長い時間的間隔を指す場合に用いられるという。香坂順一『現代中国語辞典』参照。
- 73) 原文に見える得濟的とは、事をなし遂げることのできる、の意。
- 74) もし異なった方式で行道すれば、後代の人達は、その何れを是とし、何れを非とすべきか弁じ得ないことになる、と懸念されるからであろう。けだし一定した内容の清規によることの必要性は、集慶寺を建立した時、派を異にする僧衆が聚会して、儀法慣習の違いから混乱を生じたことが教訓となつたのではないか、と考えられる。
- 75) 『元史』卷二百二。列伝89-2。
- 76) 邵遠平『元史類編』卷十四。趙翼『陔餘叢考』卷十八。『東洋中世史』四、第四編、五章。
- 77) 『蒙古史』下、546頁。
- 78) 宋に龍興府、至元十五年隆興路、同二十二年、龍興路と改む。明代には一時洪都府、次いで南昌府と改称。
- 79) 位置関係について比較する参考に、経度、緯度を挙げれば、南昌は、Lat. 28°-33'、Long 116°-01'、奉新、Lat. 28°-41'、Long 121°-19'となっている。G. M. H. Playfair, *The Cities and Towns of China*. p. 340, l, p. 133, r.

(文部省科学研究助成費による研究成果の一部)